秋田県ふるさと村(近代美術館を除く。)に係る指定管理者(候補者)の選定の方法及び結果について

● 選定の方法

申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価(評点付け)を行った。

(評 点)

5点: 特に優れている 4点: 優れている 3点: やや優れている 2点: やや劣っている 1点: 劣っている

2 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。(満点を100点として再計算) (申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照)

- |3~2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討するとともに順位付けを行い、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定した。 (議論・検討の概要については、下記の「総合評価(選定結果)」を参照)
- 4 応募が1団体のみの場合や特別の事情から県が団体を指定した場合は、当該団体が指定管理者(候補者)としての適格性を有しているかを審査した。

〇 評点表

	1 県民の平等利用 の確保	2 施設の設置目的 の効果的達成	3 効果的な管理	4 適正かつ確実な 管理を行う能力	5 その他必要な事項	6 県の重要施策推進 に係る項目	숌 計
	(確保されなければ失格)	(満点:30点)	(満点:20点)	(満点:30点)	(満点:10点)	(満点:10点)	(満点:100点)
(株)秋田ふるさと村	0	23. 3	15. 2	23. 6	8. 0	5.0	75. 1

■ 総合評価(選定結果)

- 〇施設の管理・運営について、これまでの実績とノウハウがあり、秋田県ふるさと村の業務を担える能力を十分有している。
- 〇各種取組の展開により入村者数を伸長させた点や財政基盤が安定している点が評価できるが、県外客の継続的な集客に努める必要がある。
- 〇インバウンドや教育旅行の積極的誘致のほか、近隣エリアの施設との連携強化等により、県南地域の更なる観光振興に取り組んでほしい。
- 〇以上のことから、株式会社秋田ふるさと村を指定管理者の候補者として選定することに決定した。